因島工場軟化

大阪鐵工所因島工場の職工中約九百名からなる工友同志會が解雇手當其他待遇上に關し六箇條の要求を記して同會總裁坂戸技師に提出した歎願書は其後尚坂戸氏の許に保留してゐるが工友會では九名の實行委員を選んで交渉中である、而るに同工場は近時作業縮小して職工の收入漸時減少して居る折柄去る二十六日宮當同工場長が大阪本社から歸ると同時に社員及び職工淘汰の風說が高まり而二十七、二十八の兩日に亙り先づ職工六十名に對し諭解の上解雇を宣言し（何れも解雇手當として日給十五日分を支給す）之れがため一部職工中軟派に傾くもの多くして同問題は兩者間に圓滿なる協定成立すべき模樣である（尾道電話）

要求案の準備中

大阪鐵工所の造船工も動搖

大阪鐵工所因島工場[illegible]名を解雇し[illegible]た線、[illegible]櫻島工場の職工[illegible]始めた所は既報したが、[illegible]船三千餘名の職工は、[illegible]淘汰を斷行する[illegible]の鐵工組合が中心となりて、之に[illegible]だち運動を起すべく、目下要求案を作成中である（大阪電話）

大阪鐵工＝造船工騒ぐ

賞與と運動資金に

大阪鐵工所櫻島工場內造船工六百名は數日來不穩の形勢ありて卅日正午半期賞與を受取ると同時に罷業資金を醵出し數日中に會社に對して要求書を提出する準備中なり（大阪）

大阪鐵工所が突如社員 五十一名を解雇す

退職手當最低本俸三箇月分を給し 一同無警告の處置を難じ 職工亦俄に不穩の兆あり

大阪市西區櫻島なる株式會社大阪鐵工所櫻島工場にては最近事業界の狀態に鑑み經費の節減を企て當局同本店の內命に基き從業員の

大淘汰

を斷行する議起り姉妹工場たる廣島縣御調郡土生町所在因島工場及び同郡三庄村備後工場並に市內西區天保山工場を通じて社員級と職工の使傭人關係に亘り約三分一の人員を解雇を決行せんとの說合工場に傳はり孰れも不安の空氣に包まれ居たる折柄櫻島工場に於て去る二十日午後二時

突如こ

して[illegible]級の第一回解雇を宣告したるが一同は大に面喰ひ[illegible]

難詰し

[illegible]

會合し

[illegible]

豫告は難しいさうだ 加々美課長語る

[illegible]

因島鐵工所も[illegible]

大鐵因島工場 要求提出 表向きは技師の手許で研究中

大阪鐵工所因島工場の職工千五百中九百名より成る工友同志會幹部連は窃々協議を重ねてゐたが櫻島工場の方でも事態不振の故をもつて技師以下社員の大淘汰をやつたので定規の勤勉手當も當てにならぬといふので遂に左記の願書を工友同志會總裁坂戸技師の手許まで提出したが同技師は會社側には提出せず手許に保留し同會幹部こ研究してゐるが右要求條件は左の如し

一、最低賃銀を定むること

二、解雇の場合一年勤續者は日給六十日分の手當を支給する事同上一年を增す每に四日分を給する事

三、會社が勝手に都合によつて解雇する從來の專斷を廢し職工の意志を容れる事（糸崎電報）

大阪鐵工 因島動搖 本社は職工の要求を解すと聲明

[illegible]

不平があれば鎮めて貰ふ迄だ

大鐵下村支配人談

市內北區堂島大阪鐵工所は本年二月中西區櫻島工場職工の大淘汰を行ひ更に最近同工場事務員五十餘名の解雇を斷行せる爲め淘汰の襲來を恐れ職工間に不安の空氣漲り爭議勃發の噂高きが事務員間にも解雇發表以來同樣不穩の形勢があり加ふるに同社因の島工場では既に職工が待遇改善の要求を提出し兩工場の內外勞働者を通じ險惡なる狀態を示し右に就て同所支配人下村耕次郎氏は語る

「事務員の解雇をやつたのは本當だが其後何こも言つて來ない櫻島工場の方も噂が高いが別段不穩な樣子も見えぬ、煽動して騷ぎを起させ樣こする職工が混ぢつて居るかも知れぬが會社が出來得る限度で最善の施設をやり解雇に際しても他の工場にまけぬ丈の手當を與へて居るのだから酷い不景氣の今時此上文句を云はれた所で仕方がない不平の有る者には退職して貰ふより外あるまい事務員を解雇したのは二月に櫻島の職工を解雇した時から要らなく成つた內勤の者を今迄我慢しつゝ冗員にして置いたが今度片附けたのだ」云々

又要求

大阪鐵工所因島工場 最低賃金其他

大阪鐵工所因島工場では[illegible]職工二千五百餘名を使用して居るが同所では規定の通り六箇月以上勤續職工に對しては日給七日半分の勤勉手當を交附する習の處最近大阪に於ける同社櫻島工場では事業界の現狀に鑑み經費の節減を企て從業員の大淘汰を決行するの意起り職工一同が此程櫻島工場に於いて宣告された說傳はり爲めに姉妹工場たる因ノ島工場及び同郡三庄村備後工場は孰れも不安の空氣に包まれゐたが遂に五百名から成る因ノ島工友同志會總裁坂戸技師の手許まで左の嘆願書を提出した坂戸氏は之を上場に提出せず自分の手許に保留し同會幹部こ善後策に就き考究中である要求條件左の如し

一、最低賃銀を定むる事

二、解雇の場合一年勤續者は日給六十日分の手當を支給の事同上一年を增す每に四日分を給する事

三、會社が勝手に都合に依りて解雇する從來の專斷を廢し職工の意志を容れる事（糸崎電報）

大阪鐵工不穩

大阪鐵工所因の島工場職工が要求書を提出したるは既報の如くであるが市內西區櫻島工場の造船工六百名も數日來不穩の形勢であつたが卅日正午半期賞與を與へられると同時に多數職工は罷業資金を密々の裡に醵出し數日中に要求書を提出[illegible]

大阪鐵工所 因島工場 解雇手當と賞與

御調郡土生町大阪鐵工所因島工場の職工[illegible]十名を解雇した[illegible]申出でにより[illegible]では是等に對し勤續[illegible]日給十五日分一年以上[illegible]ヶ年を增す每に日當七日分を加へた解雇手當を支給した右解雇職工は大部分歸鄕するものである尚同工場では盆末に際し二十九日利益標準獎勵金日當七日分を授給したが全職工二千四百名中右獎勵金を受けたるは二千六名であつた

因島鐵工所の 職工から新たの要求

工場幹部の好意で 不穩の狀況なし

御調郡土生町大阪鐵工所因島工場の職工中約九百の工友同志會中心こなりて六月十六日工場幹部の手許に要求書を提出した要求書の主要點は解雇手當一年勤續者には日當六十日分こし此上一ヶ月を增す每に四日分を增加すること、解雇豫告をすること等にて其他同志會の費用を作る上に於て會の用品の拂ひ下げをすること工友會費（十錢）を會社會計部に於て集金して貰ひ度きこと等であつたが會社幹部は之を中途に食ひ止めて穩の內に諒解を得て解決せんとして居るそして大阪本社に於ける[illegible]を見るであらう

[illegible]

櫻島鐵工所 賞與金から爆發

其他大阪の大小工場 又々怠業罷業續發す

大阪市西區櫻島大阪鐵工所の動搖は、既報したが、卅日職工一同は、今期賞與金を支給されし處、僅に月收の一箇半分に過ぎざりし爲め、大に憤慨し、直に日給分を[illegible]資金として積み立て、西區[illegible]賃銀値上、解雇手當の

三項

を要求として、機械工組合の六百名が中心となり、全職工[illegible]二千名より要求書を提出する事に[illegible]決定したが、其他にて目下[illegible]

大阪

[illegible]所の者は、小野造船鐵工所、伊藤[illegible]所、大日本人造肥料會社の職工は

怠業

を行ひ、又櫻澤造船所[illegible]日谷鐵工所、日本ペイント[illegible]業中で、過日要求承認と共に、工場を閉鎖したる[illegible]本鐵工所の解雇職工は、途方に暮れ、之れ工場附近に集合して、示威運動を行つて居る（大阪電話）

東京に居て紀州の名所が見られる

國技館の大納涼園

大阪鐵工の 要求提出

職工の[illegible]

[illegible]

鐵工所迫る

大阪鐵工所職工間に醸成されてゐる不安の空氣は愈よ表面化し西區櫻島工場職工總數二千餘名は去月末[illegible]二日迄に總額六千餘圓に達した職工代表者は密々裡に連夜某所に集合し作戰に怠り無く二日は定休日なので要求書の作製を遂げ近日提出の運びに至るであらう

大阪鐵工所間に 動搖す

大阪鐵工所職工間に醸されつゝありし勞働不安の空氣は愈々表面化し西區櫻島工場職工[illegible]